

平成26年5月13日

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部

安全保障貿易管理課 風木課長殿

安全保障貿易審査課 長濱課長殿

写) 安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿、草刈係長殿

安全保障貿易審査課 伊藤上席審査官殿

## 複合加工機の該非判定簡素化に関する要望

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

材料加工専門委員会 工作機械分科会

主査 柴田 明仁

複合加工機の該非判定に関して下記の通り要望いたします。  
よろしくご検討下さいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 要望内容

旋削とフライス削り、旋削と研削、あるいはフライス削りと研削など複数の加工が可能な工作機械（以下「複合加工機」という。）の該非判定において運用通達の輸出令別表第1の解釈では「複数の対象となる加工方法を行うことができる工作機械にあっては、可能なすべての加工方法に対し、関係するすべての規制項目を確認し判断すること。」となっていますが、複数の加工方法の内いずれか一つの加工方法において該当と判定された場合には他の加工方法における該非判定は不要としていただくよう要望します。

#### 2. 理由

輪郭制御軸数で規制されない工作機械を輸出する際には1台1台、直線軸の位置決め精度測定を実施し、得られた結果を基に該非判定を行っています。特に位置決め精度申告値の制度を利用していない機械については輸出の度に毎回位置決め精度を測定するため工作機械メーカーの過大な負担となり、工数をできるだけ削減させたいのが実情です。例えば旋削とフライス削りという異種の加工をすることができるターニングセンタと称する複合加工機では軸数が多く、その工数は更に増えることとなります。

一つの加工方法において該当と判定された段階で、その複合加工機が該当機であることが決定しますので、他の加工方法の該非判定を省略しても該当機としての輸出審査が可能ではないでしょうか？

以上